

船員の健康確保について

2023年4月 第2弾

船員の
働き方改革

国土交通省 海事局 船員政策課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

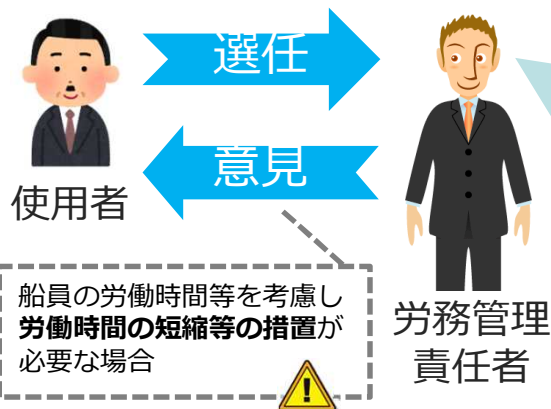
「船員の働き方改革」の全体像





- ✓ 令和4年4月から、船舶所有者が船員の労働時間の状況を把握し、適切な措置を講じる仕組みを構築
- ✓ 令和5年4月から、船員の働き方改革第2弾として、労働時間規制の範囲の見直しや船員の健康確保に関する新たな制度が施行

法改正事項

船員の労務管理の適正化

【R4.4.1 施行】



- 労務管理記録簿の作成・備置き 
- 船員の労働時間の状況の把握 
- 船員の健康状態の把握 
- 船員からの職業生活に関する相談 

労働時間規制の範囲の見直し

【R5.4.1 施行】

当直の引継ぎや操練を労働時間規制の対象に





船員の健康確保

○ **全ての船舶所有者** 【R5.4.1 施行】

健康検査結果に基づく健康管理

○ **常時50人以上船員を使用する船舶所有者**

- 産業医による健康管理等 
- 長時間労働者への面接指導
- ストレスチェック 

多様な働き方の推進等

【随時実施】

各種ガイドラインやモデル就業規則の作成 等

1. なぜ今、船員の健康確保なのか？

2. 何が変わる？（船員労働安全衛生規則等の改正）

3. その他船員の健康確保の取組、支援ツール

なぜ船員の健康確保なのか

職場内でこういったことはありませんか？

- ✓ 船員の突発的な病気等による急な下船や、病状の悪化による長期休業
- ✓ 採用し、育成した船員の人間関係を理由とした退職

⇒ **船舶の配乗計画や船舶の運航に支障も！！**



船員の健康状態をどの程度把握できていますか？

- ✓ 船員の健康状態（持病・服薬状況、通院状況等）をしっかりと把握した上で、船員の配乗管理等ができていますか？
- ✓ 船員のメンタルヘルスの状態を把握できていますか？

労働時間



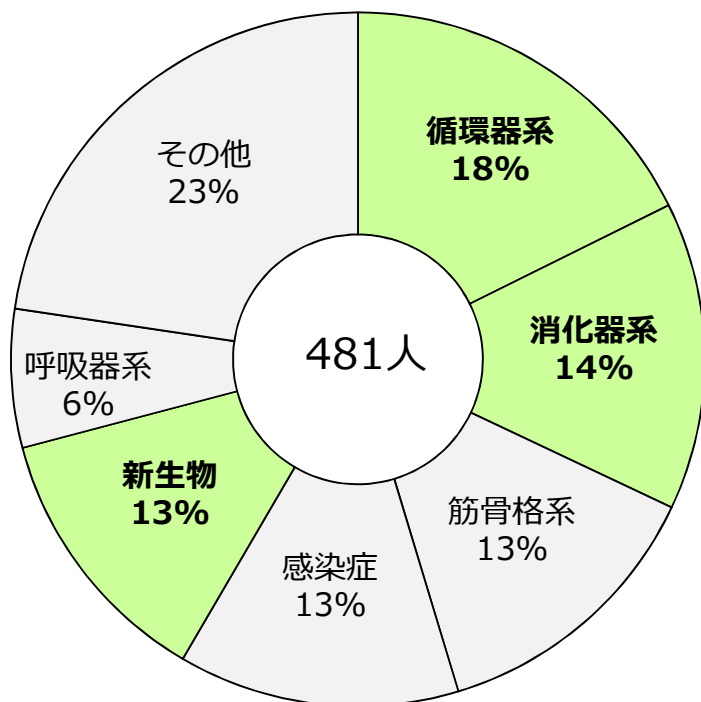
人間関係



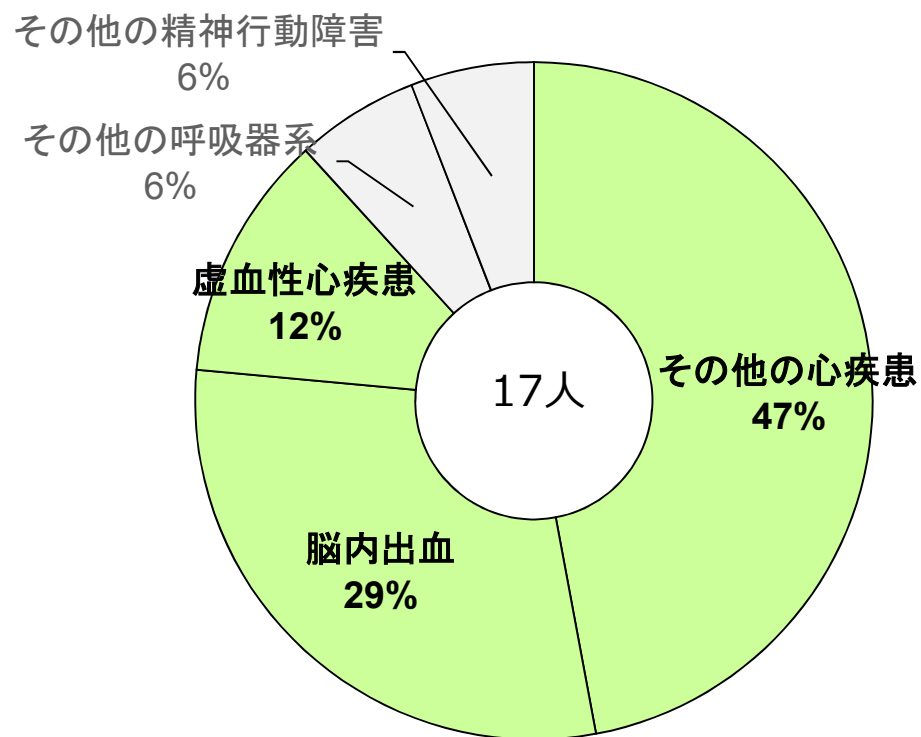
船員の健康の現状①（船員の疾病状況）

- ✓ 船員の疾病のうち、約半数が生活習慣病。
- ✓ 船員の疾病による死亡者の約 9 割が生活習慣病に関連する疾患によるもの。

船員の疾病の種類別発生状況



船員の疾病による死亡原因

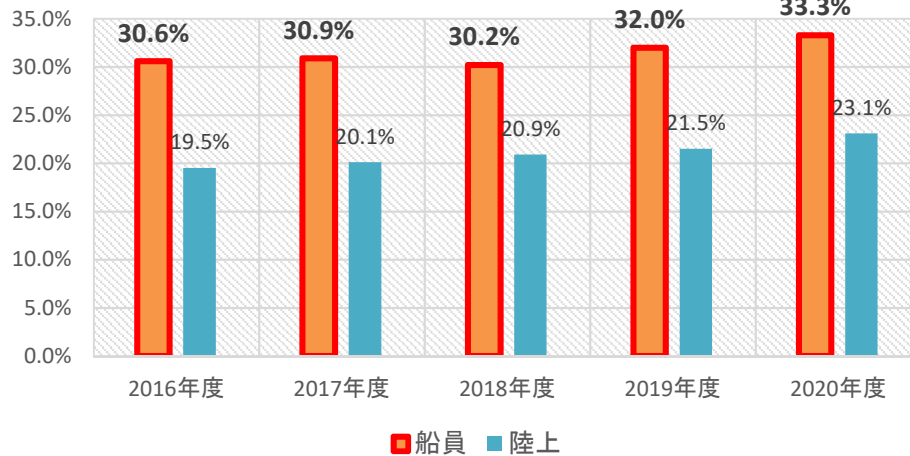


出典：令和 2 年度船員災害疾病発生状況報告

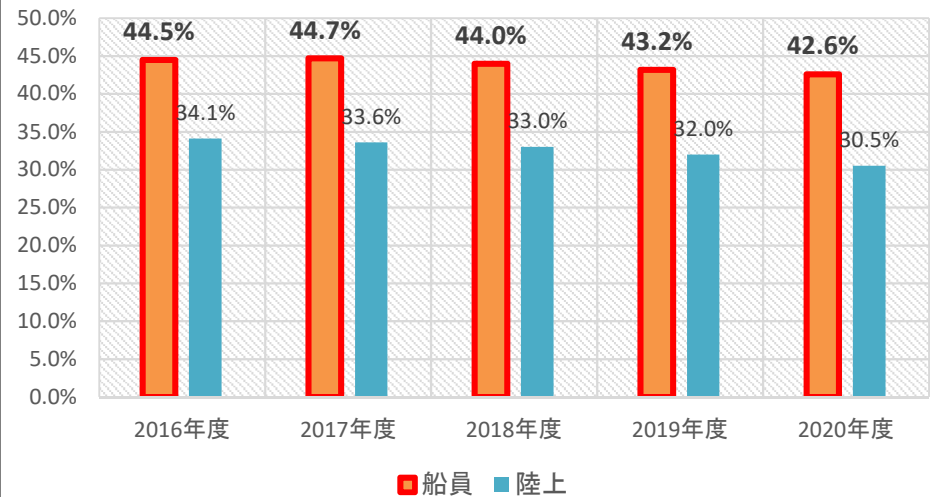
- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、メタボリックシンドロームの割合が10%以上高い。
- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、喫煙者の割合が10%以上高い。

※ いずれも船員保険の加入者（船員）、健康保険の加入者（陸上労働者）との比較

陸上と比較した船員のメタボリックシンドローム
該当者の割合の推移
(2016～2020年度)



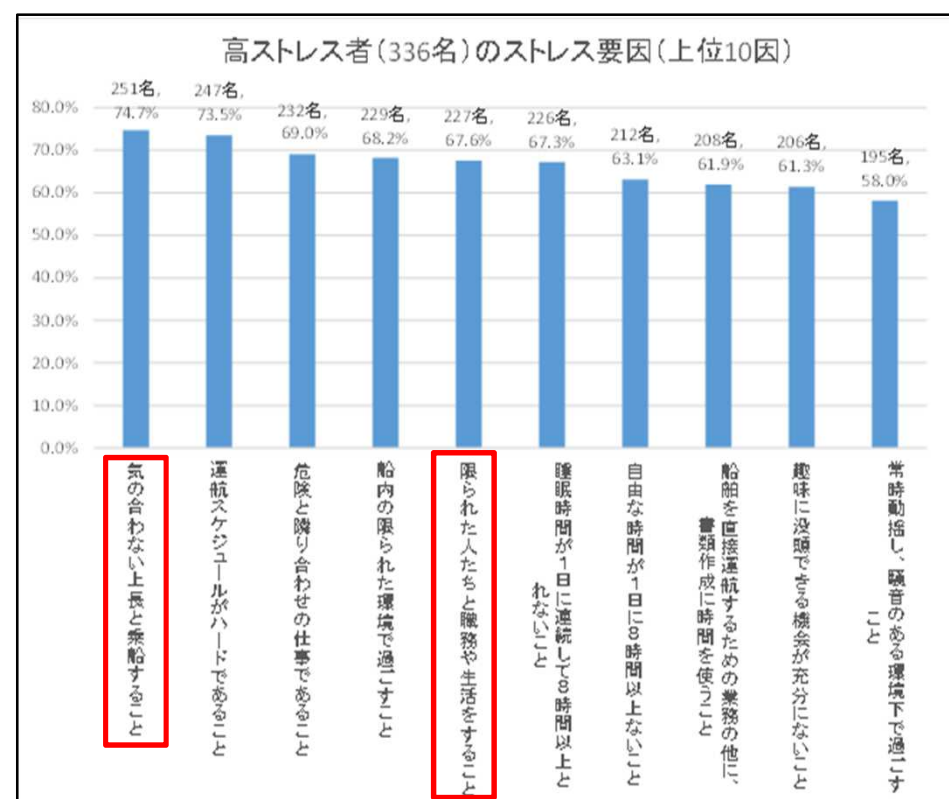
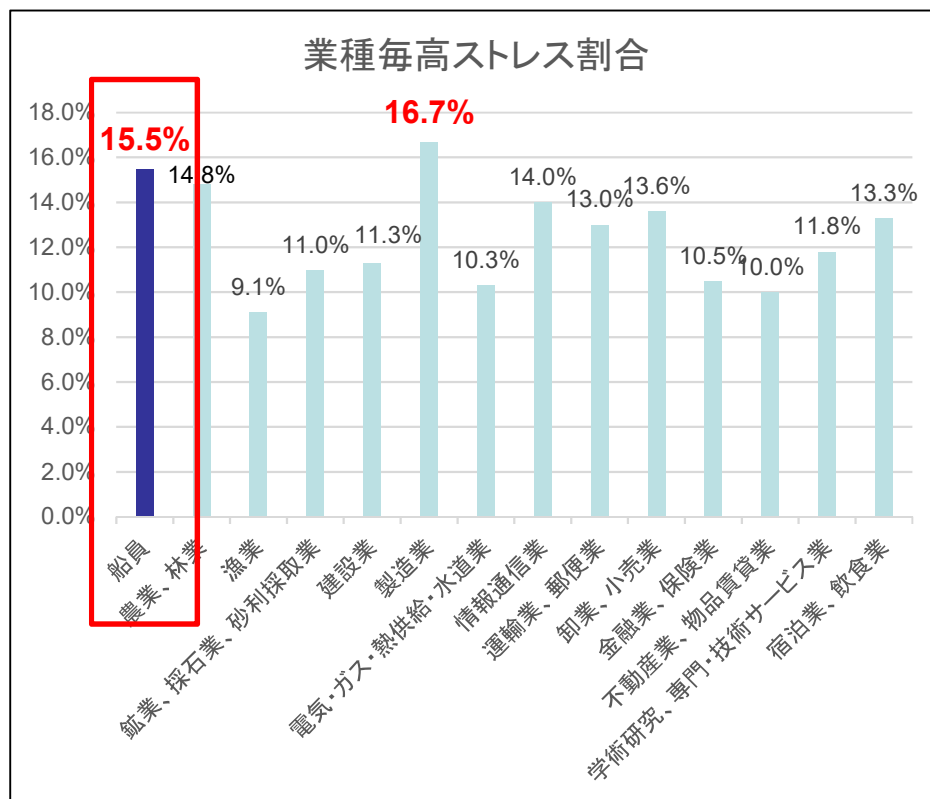
陸上と比較した船員の喫煙率の推移
(2016～2020年度)



出典：全国健康保険協会船員保険部資料

船員の健康の現状③（高ストレス者の状況）

- ✓ 船員における高ストレス者の割合は、陸上の労働者と合わせた中でも、製造業に次いで高い値。
- ✓ 船員の中では、「人間関係」を高ストレスの要因としている者の割合が高い。



出典：船員のメンタルヘルスアンケート調査結果報告書(2019年7月：(一財)海技振興センター)

なぜ船員の健康確保必要なのか

✓ 船員に対する労働負荷の要因は様々

⇒ **船員の健康状態に大きく影響してくることも…**



➡ 意欲ある人材が船員として健康に長く働き続けるには一層の船員の健康管理が必要

1. なぜ今、船員の健康確保なのか？

2. 何が変わる？（船員労働安全衛生規則等の改正）

- (1) 船員向け産業医制度
- (2) 健康検査結果に基づく健康管理
- (3) 過重労働対策
- (4) メンタルヘルス対策
- (5) その他

3. その他船員の健康確保の取組、支援ツール

船員の健康確保に関する課題等

船員の健康確保に関する課題

- ✓ 職住一体の生活により、人間関係の問題が陸上より深刻になりやすく、また、生活習慣病等の健康リスクが高い状況。
- ✓ 船員の健康管理については、健康証明を通じた船員個人による健康管理が中心で、船社全体で健康管理をサポートする仕組みとなっていない。
- ✓ 船内の衛生保持等については衛生管理者等が担っているが、メンタルヘルスや長時間労働者への対応等については、十分な専門的知見を有していない。

船員が抱える健康リスクの軽減を図るため、
陸上労働者に関する制度・取組みを参考にしつつ、

**医学的な見地を踏まえ船員の心身の健康確保を
図るための制度を新たに構築** (⇒次頁参照)

船員が健康で長く働き続けられる職場づくりを実現！！

船員の健康確保を図るため、新たに4つの制度を導入

① 船員向け産業医制度

- 船内巡視による作業環境・衛生状態の把握（→健康障害の防止措置）
- 健康検査結果に基づく指導
- 長時間労働者への面接指導
- 高ストレス者への面接指導



等

② 健康検査結果に基づく健康管理

- 健康検査に係る診断結果の提出
- 診断結果等の保存
- 健康検査結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）

等



③ 過重労働対策

- 長時間労働の船員に対する医師による面接指導
- 面接指導の結果の記録
- 面接指導結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）



等

④ メンタルヘルス対策

- ストレスチェック検査の実施
- 検査結果の記録
- 検査結果の分析等
- 高ストレス者への面接指導
- 事後措置（※）



等

※ 就業場所の変更、乗船期間の短縮 等



✓ 上記①、③、④は、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に対し義務付け（上記船舶所有者以外は努力義務）

✓ 上記②、④は、船員のうち、「常時使用する船員」が当該措置の対象

令和5年（2023年）4月1日より開始！！

- ✓ 産業医の選任義務等の対象となる「**常時50人以上の船員を使用する船舶所有者**」の取扱いは次のとおり。

「船員」とは…（船員の定義）

- 「常時50人以上の船員」の「船員」とは、いわゆる常用雇用の船員のみが該当するのではなく、例えば、臨時雇い（期間雇用等）の船員であるか否かを問わず、季節的事業において使用される船員についても、当該「船員」に該当します。
- 派遣船員については、派遣先である船舶所有者と、派遣元事業主である船舶所有者の双方において、当該「船員」の数に含めることになります。

「常時～使用する」とは…

- 「常時50人以上の船員を使用」とは、常態として、使用している船員の数が50人以上であることをいうものですが、例えば、怪我や病気等により急な船員の下船があった場合に、当該船員を予備船員として雇用を維持しつつ、代替要員の補充のために採用をした場合の船員の増員については、常態として使用されていた船員に加えて、その船員の下船期間に限り代替的に増員したものであるため、「常時～使用する」には該当しません。
(⇒ 上記のケースの「船員」の数のカウントとしては、下船した船員の人数を下船後も引き続き含める一方で、補充した船員の数を含めないことになります。)
- 上記「船員の定義」のとおり、臨時雇いの船員や派遣船員も、「常時50人以上の船員」の「船員」の定義には含まれますが、上記のような代替的な増員に該当する場合には、「常時～使用する」には該当しないことになります。
- 他方で、増員であっても、体制強化等のために定常的な増員をするような場合は、当該増員した船員は、「常時～使用する」に該当することになります。

「常時使用する船員」について

- ✓ 「健康検査結果に基づく健康管理」及び「メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施等）」の対象となる「**常時使用する船員**」とは次のとおり。

「常時使用する船員」とは・・・

- 「常時使用する船員」とは、次のいずれかに該当する船員のことを指します。
 - ✓ **期間の定めのない**契約により使用される船員
 - ✓ 期間の定めのある契約により使用される者であって、**1年以上使用されることが予定**されている船員
 - ✓ 期間の定めのある契約により使用される者であって、契約の更新（当該期間の延長）により**1年以上使用されている**船員
- 上記の「期間」には、雇入契約の期間だけでなく、下船時の雇用契約の期間（予備船員としての期間等）も含まれますので、ご注意ください。



「常時使用する船員」の定義は、上記の通りであり、産業医の選任等の義務が課される「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」の「船員」とは異なりますので、ご注意ください。

(1) 船員向け産業医制度

船員向け産業医制度(概要)

対象 ➡ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者(左記以外の船舶所有者は努力義務)

- ✓ 船員の健康管理を行うためには、船員を使用する船舶所有者が、継続的に、医学的な立場からのサポートを受けることができる体制の構築が必要。
- ✓ このため、陸上の制度も参考に、船員向けの産業医制度を導入することとし、船舶所有者に対し、産業医の選任を義務付け、当該産業医が船員の健康管理等(※)のサポートを実施。

※ 面接指導やストレスチェックの実施、それらの結果に基づく船員の健康を保持するための措置等で医学に関する専門的知識を必要とするもの

＜船舶所有者による主な対応事項＞

①産業医の選任

(選任後、運輸局に報告書を提出)

②産業医の業務に関する船員への周知

③産業医に対する情報提供(※)

※ 長時間労働を行った船員の情報(氏名、超過労働時間数)等

④産業医に対する勧告・助言等の権限の付与



⑤産業医の船内巡視(年1回)

(上記巡視のほか、衛生管理者等による船内巡視の結果を産業医に提供(月1回))

産業医の選任

- ✓ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者は、産業医を選任すべき事由が発生した日から14日以内に産業医を選任
- ✓ 選任後は、遅滞なく、地方運輸局等へ報告書を提出

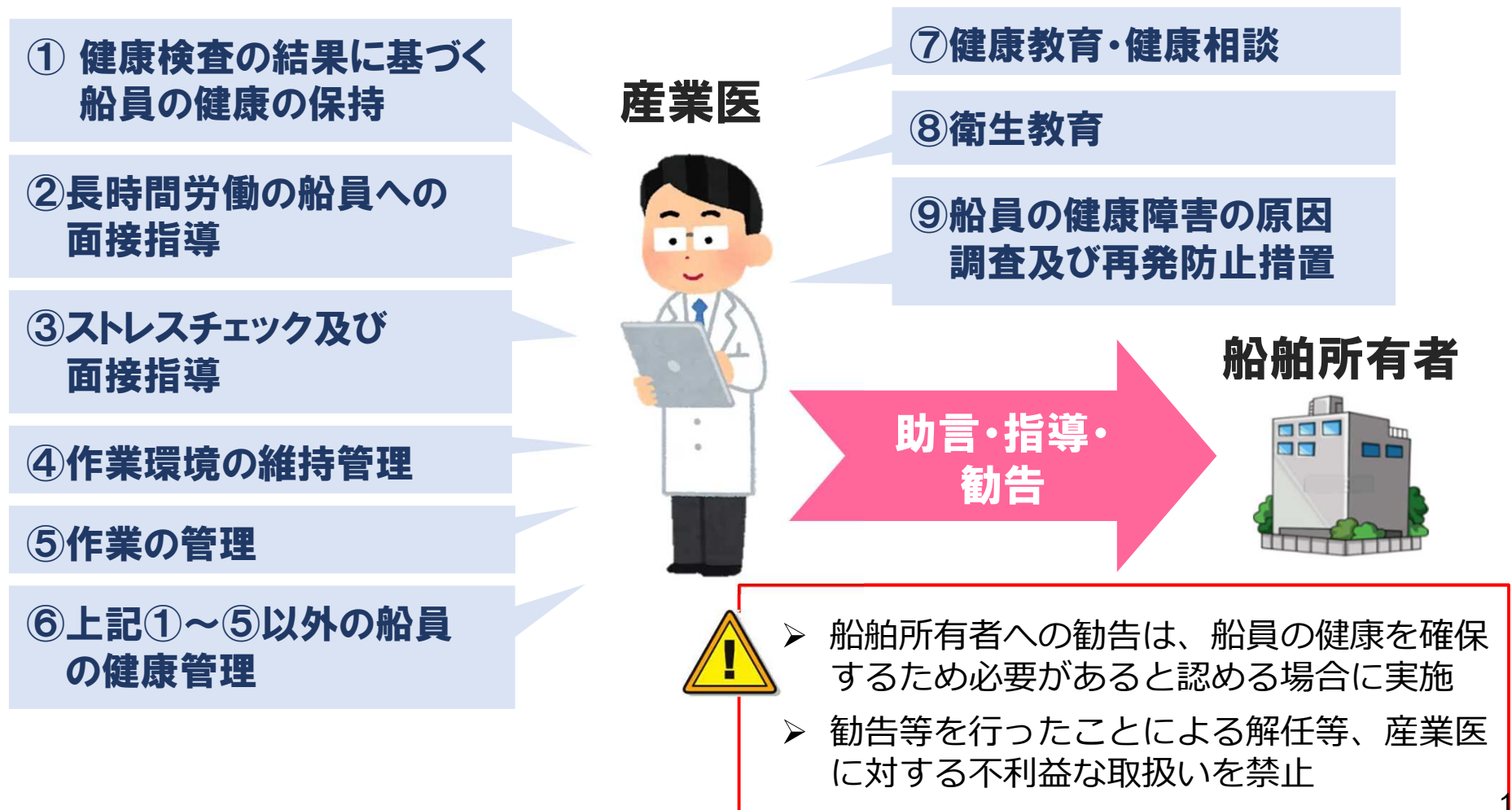
※産業医の要件は、陸上の産業医の要件と同様



産業医の役割と権限

- ✓ 産業医は、次の①～⑨の船員の健康管理等を実施。
- ✓ 船舶所有者への勧告や衛生管理者等(*)への助言・指導等ができる。

※衛生管理者のほか、衛生担当者、労務管理責任者等



産業医による船内巡視等の実施

船舶所有者は、産業医が船内の作業環境及び衛生状態を把握するために次の措置を実施

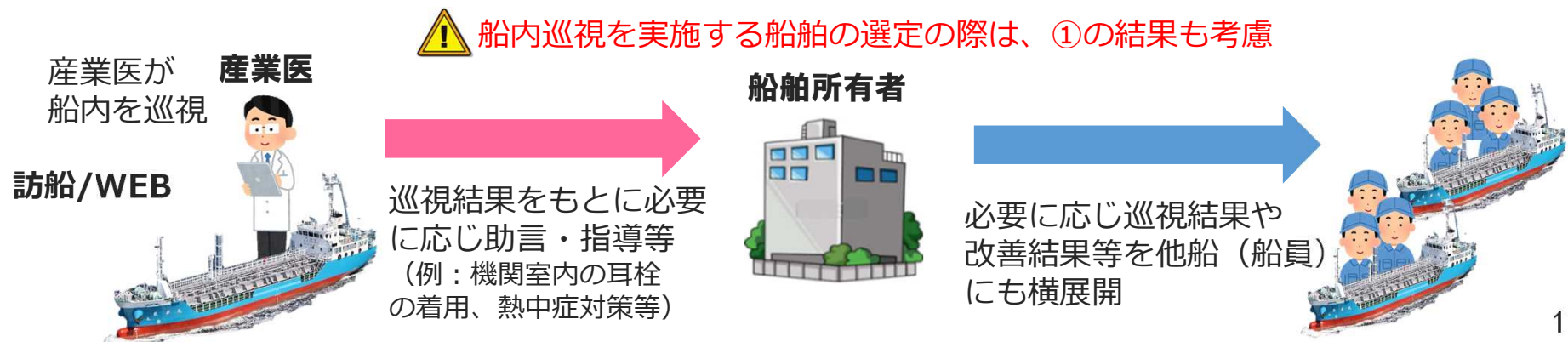
- ① 少なくとも月1回、衛生管理者又は衛生担当者等による巡視結果を産業医へ提供
- ② 少なくとも年1回、産業医による船内巡視

⇒ 産業医は、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、船員の健康障害を防止するため必要な措置を実施

① 衛生管理者又は衛生担当者等による船内巡視（少なくとも月1回）



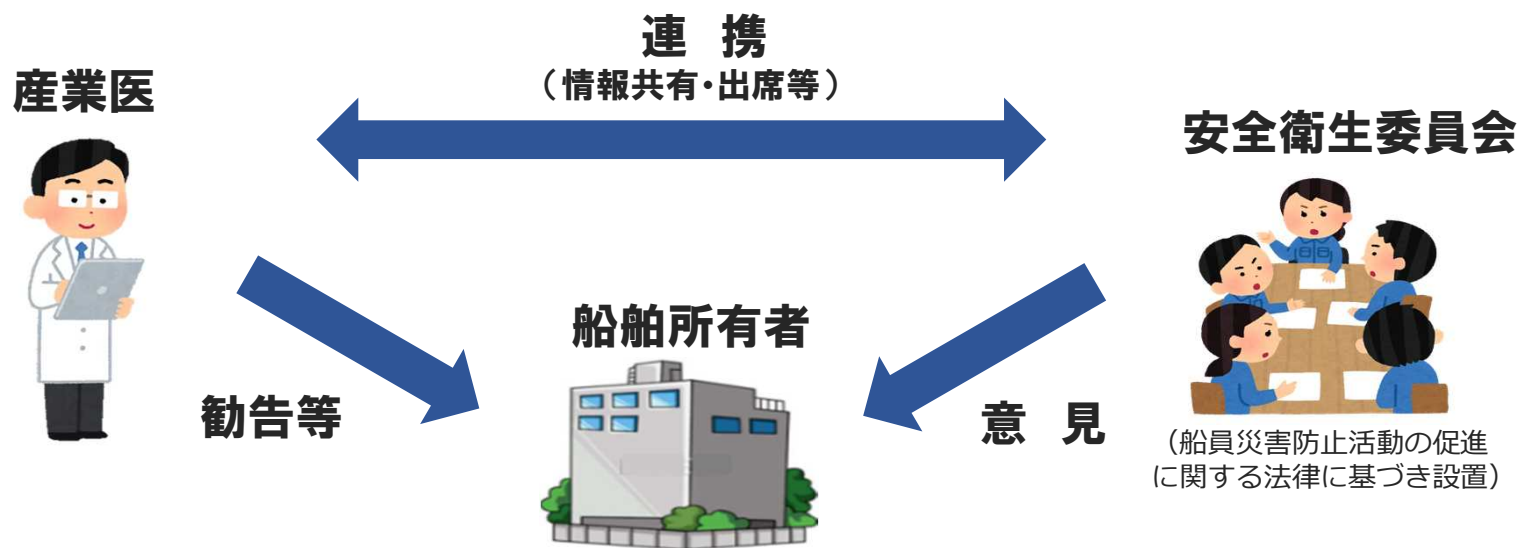
② 産業医による船内巡視（少なくとも年1回）



産業医活動と安全衛生委員会の連携

- ✓ 安全衛生委員会は、船員の危険や健康障害を防止するための対策等について調査審議することを目的とし、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に設置が義務付け。
- ✓ その設置の目的から、産業医の活動についても、**安全衛生委員会と連携**していくことが重要。
- ✓ 船舶所有者は、安全衛生委員会に対し、次の報告が必要

- 産業医の選任、辞任・解任時 ⇒ その旨、その理由
- 産業医から勧告を受けたとき ⇒ 勧告の内容、講じようとする措置



船員向け産業医に関するQ&A①



Q1-1 産業医はどこで探せばよいの？

A. 例えば、次のような産業医サービスの提供又は産業医の紹介を行っている機関等がありますので、各機関にご相談ください。

- 地域の医師会（産業医の職業紹介を実施）
- 産業保健サービスを提供している会社
- 産業医の職業紹介を行っている会社

また、近隣の医療機関や健診を依頼している機関でも、産業医サービスを提供している場合がありますので、各機関にご確認ください。



Q1-2 船員向け産業医は常勤でなければならないの？ また、複数人を選任してもよいの？

A. 常勤である必要はありません。勤務形態（訪問回数、時間等）については、個別に産業医にご相談ください。

また、複数人を選任することも可能です。この場合、地方運輸局への産業医の選任の報告は、産業医ごとに必要となりますので、ご注意ください。

船員向け産業医に関するQ&A②



Q1-3 年1回以上の産業医による船内巡視は、使用する船員が乗り組む全ての船舶で行う必要があるの？

A. **毎年全ての船舶で実施することが望ましい**ですが、使用する船員が乗り組む船舶が多数ある場合には、1年間で全ての船舶で実施することが困難な場合もあるため、その場合には、産業医の意向等も十分に踏まえ、**その年に実施する船舶（1隻以上）を選定し、船内巡視を行うことも可能**です。

ただし、その場合には、**5年程度を上限とする期間で実施計画を立て、当該期間内に、WEB等も活用しながら、原則として全ての船舶について産業医による船内の巡視を行うようにしてください。**

また、月1回の衛生管理者等による船内巡視の結果も考慮し、船内の作業方法や衛生状態に問題が生じている船舶がある場合には、上記の計画にかかわらず、当該船舶への船内巡視の優先的な実施に努めてください。



- その年に産業医の船内巡視を行わない船舶については、毎月1回の衛生管理者等による巡視結果の提供の際に、産業医がよりの確に作業環境や衛生状態を把握することができるよう、船内の動画、写真等も活用して詳細な情報を提供することが望ましいです。
- また、産業医による船内巡視の結果については、作業方法や衛生状態に問題が生じていた場合の改善結果等も含め、他の対象船舶にも横展開をし、船内巡視を実施しなかった船舶においては、衛生管理者等が同様な問題が生じていないかのチェックや改善等を行うことが望ましいです。



Q1-4 産業医の船内巡視は、WEB会議システムを利用して、遠隔で実施してもよいの？



A. WEB会議システムによる遠隔での実施も可能です。

具体的な方法としては、船舶側より、原則、リアルタイムで船内の様子を映像や音声で配信させ、産業医と船内の船員（衛生管理者等）が相互での受け答えもしながら、船内の状態や作業の様子等を確認し、産業医が船内の作業環境及び衛生状態の把握を行っていただくこととなります。



Q1-5 不定期船なのでスケジュール調整が大変だけどどうすればよいの？

A. 船員の場合は、陸上制度（原則月1回実施）とは異なり、年1回の実施としており、WEBによる遠隔での実施も可能ですので、産業医と船舶所有者（会社）側で、スケジュール調整を入念に行い、停泊中や仮バースの機会等を捉えて実施していただくようお願いいたします。

船員向け産業医に関するQ&A④



Q1-6 当社船舶の中には、海外を拠点に運航していて、現地の通信環境も整っていないため、WEBでの実施も難しい船舶があるけど、どうすればよいの？

A. WEBでも実施できない「やむを得ない事情」(*)がある場合には巡視を受ける船舶側において、産業医の指示も踏まえ、

- ① 船内の状態や作業の様子等を動画で撮影・保存
- ② 船内の照度、室温、湿度又は騒音の状態等について、適宜計器等を用いて計測
- ③ 船舶に乗り組む船員からの船内作業環境の改善要望等の有無とその内容の確認

等をさせ、それら動画や結果等を産業医にメールや記憶媒体（USBメモリ等）で送付させた上で、産業医が、それらの内容をもとに、船内の衛生管理者又は衛生担当者等とWEBやメール等でやり取り（質疑応答等）をしながら、船内の状態や作業の様子等を確認し、船内の作業環境及び衛生状態の把握を行う方法でもよいこととします。

※「やむを得ない事情」とは、例えば、①日本に寄港する機会がなく、通信環境の状態によりWEBにより行うことができない場合や、②船舶の故障や天候の急変等による突如の航海スケジュールの変更により、予定していた産業医の訪船やWEBでの巡視の実施ができなくなり、その後もそれらの方法での実施について調整がつかなかった場合が考えられます。

(2)健康検査結果に基づく健康管理

健康検査結果に基づく健康管理(概要)

対象 ➡ 全ての船舶所有者



他の3つの取組と対象が異なるため注意！！

- ✓ 船員の健康を管理し、健康リスクとなっている生活習慣病を予防するためには、継続的に健康状態を把握し、適切な事後措置や保健指導につなげることが必要
- ✓ このため、陸上労働者の健康診断の仕組みを参考に、船員(※)の健康検査の結果を活用し、船舶所有者が船員の健康状態を継続的に把握する仕組みを構築

※下記①～④は「常時使用する船員 (P12参照)」が対象

<船舶所有者による主な対応事項>

①健康検査の医師による
診断結果の提出

②船舶所有者での
診断結果の保存(5年間)



③健康検査結果に基づく
医師からの意見聴取*

④健康検査実施後の
事後措置
(例：就業場所変更、乗船期間短縮等)

⑤医師・保健師による
保健指導 (努力義務)

※健康検査の項目に異常の所見があると診断された船員に係るものに限る

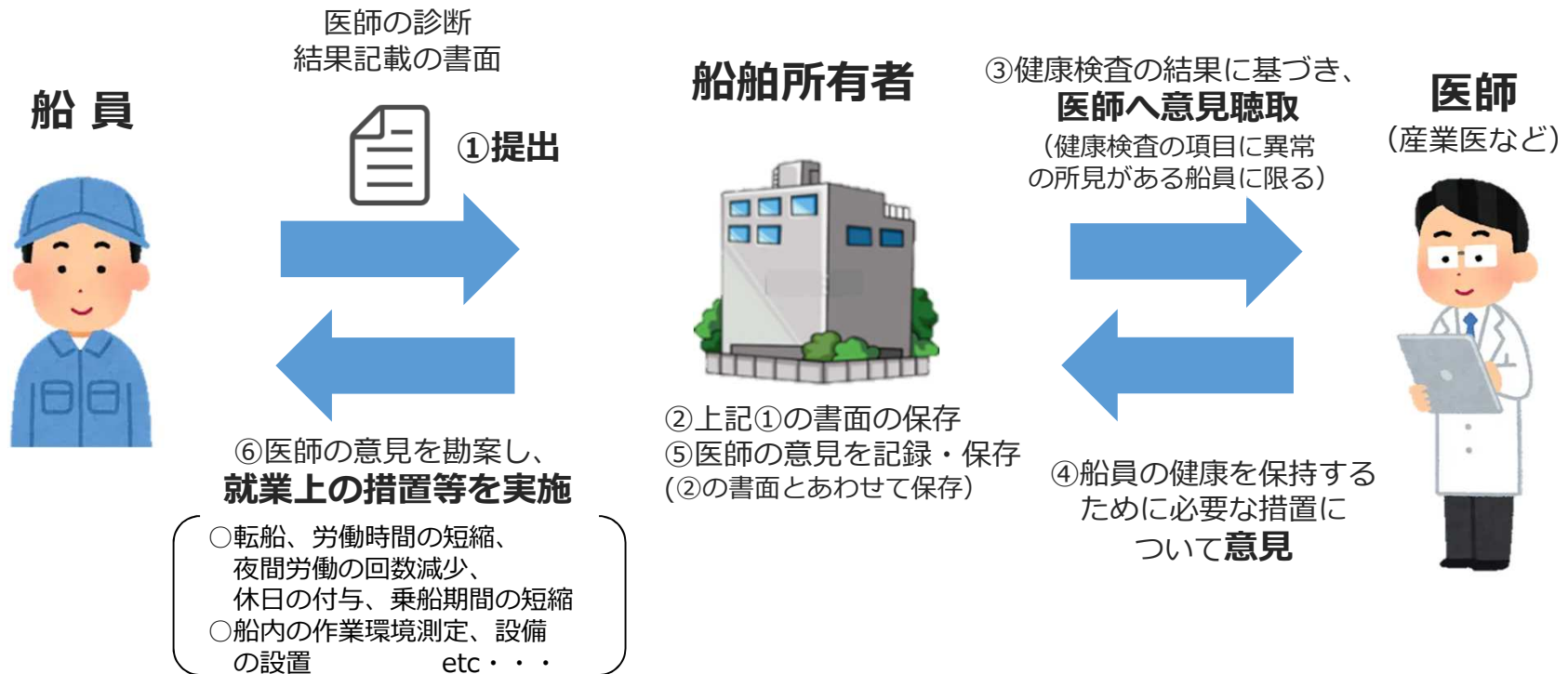
健康検査の項目の見直し等

- ✓ 船員の健康管理の観点から、陸上の健康診断での検査項目を参考に、貧血検査の追加等検査項目を見直し
- ✓ 聴力について、騒音の激しい作業を行う船員に対するオーディオメータによる検査の推奨 (受診は努力義務)₂₄

- ✓ 船舶所有者は、健康検査の結果において異常の所見があると診断された船員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見聴取を実施。(*)

※ 意見聴取は、船員が医師の診断結果を記載した書面を提出した日から3月以内に行う。
船舶所有者は、医師から、意見聴取を行う上で必要となる船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに提供する。

- ✓ 船舶所有者は、医師の意見を勘案し、船員に対し、必要な就業上の措置等（労働時間の短縮、乗船期間の短縮等）を講じる。



医師の診断結果を記載した書面の例

✓ 健康検査を受けた船員が、健康証明書への記入に加えて交付を受ける、当該健康検査の診断結果を記載した書面の例は次の通り。

診断結果を記載した書面例①

- 国土交通省のウェブページで公開している「健康検査診断結果(様式例)」に診断結果を記載の上、船員手帳(第十六表)の次頁の自由記載欄に貼付し、船員に交付(船員手帳へ貼付せずに、印刷したものを交付することも可)

健康検査診断結果			
氏名：海事 太郎		医療機関名：	
生年月日：19XX年1月1日 (○歳)		判定医：	
性別：男性		判定日：20XX年1月1日	
検査項目	診断結果	検査項目	診断結果
腹囲		肝機能検査	
BMI		GOT	
視力		GPT	
色覚		γ-GTP	
聴力		心電図	
血色素量及び赤血球数の検査		血圧	
検便 (虫卵)		胸部X線及びかくたん検査	
検便 (ヘモグロビン)		肺活量	
検尿		感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器	
血糖検査		官の臨床医学的検査	
血中脂質検査		腹部画像検査	
LDLコレステロール		血液中の尿酸の量の検査	
中性脂肪		B型肝炎に係る抗体検査	
HDLコレステロール			
所見			

診断結果を記載した書面例②

- 各医療機関で普段使用している健康診断結果票やそれに類似する様式に診断結果を記載の上、船員に交付

健康診断結果報告書												
事業所コード		事業所名										
支社コード		所在地										
健康コード		健保組合										
保険証記号		氏名	生年月日	性別	年齢	個人ID						
保険証番号		氏名	所属	社員番号		職種						
項目	今回	前回	前々回	3回前	4回前	項目	今回	前回	前々回	3回前	4回前	
受診日	2021年4月13日	2020年1月17日	2019年5月28日	2018年9月21日	2017年10月6日	コース	生活習慣病健診(船保・外来) [S3021]	手帳健診B [S4031]	生活習慣病健診(船保・外来) [S3021]	生活習慣病健診(船保・外来) [S3021]	生活習慣病健診(船保・外来) [S021]	
医療機関						医師の診断/判定	食道憩室 <2> 脂質異常症 <2>	脂質異常症 <3> 聴力低下 <2> 食道憩室 <2>	脂質異常症 <3> 聴力低下 <2> 食道憩室 <2> 肝機能障害(γ-GTP高値) <2>	脂質異常症 <3> 聴力低下 <2> 食道憩室 <2> 肝機能障害(γ-GTP高値) <2>	聴力低下 <2> 食道憩室 <2> 肝機能障害(γ-GTP高値) <2>	
項目	今回	前回	前々回	3回前	4回前	項目	今回	前回	前々回	3回前	4回前	
身長	167.3	167.8	168.0	168.5	168.5	総蛋白	6.6		6.7	6.8	6.9	
体重	64.9	65.6	66.3	66.8	66.2	γ-GTP						
BMI	23.2	23.3	23.5	23.5	23.3	A/G比						
腹囲	80.7	83.9	82.6	82.5	83.0	総ビリルビン	0.5		0.6	0.6	0.5	
裸眼	右 0.90 左 0.90	右 0.90 左 1.20	右 0.80 左 1.20	右 1.20 左 1.50	右 1.20 左 1.20	TTT						
矯正	右 左					ZTT						
聴力検査	1000 Hz 右 4000 Hz 右 1000 Hz 左 4000 Hz 左		所見あり 所見あり 所見あり 所見あり	所見あり 所見あり 所見あり 所見あり	所見あり 所見なし 所見あり 所見あり	AST(GOT)	22	20	16	23	25	
簡易法	軽度両 軽度両	軽度両 軽度両	軽度両 軽度両	軽度両 軽度両	異常なし	ALT(GPT)	16	13	11	18	17	
1回目	126/72	121/75	125/76	122/72	129/79	γ-GTP	22	24	26	↑ 57	↑ 69	
2回目				128/85		ALP	59		214	206	251	
						LDH	224		193	209	231	
						CHE						
						LAP						
						CPK						
						判定	異常なし	異常なし	異常なし	観察	観察	

健康検査の検査項目の追加

健康検査の項目の見直し (船員法施行規則の改正により措置)

✓ 船員の健康管理の観点から、健康検査について、次の検査項目を追加。

既往歴の調査 <small>(※1)</small> <small>(服薬歴・喫煙習慣状況含む)</small>	業務歴の調査	自覚症状・他覚所見 の有無の検査	BMIの検査
血液型の検査 <small>(※1)</small> <small>(AOB式及びRh式)</small>	貧血の検査 <small>(血色素量・赤血球数)</small>	国際航海に従事する船員 <small>(※2)</small> に対する検査 腹部画像検査 血中尿酸量検査 B型肝炎抗体検査 <small>(※3)</small>	

- ※1 現行では検査項目として明示されていないが、健康証明書の様式には記載欄が設けられているもの。
- ※2 「国際航海に従事する船員」とは、6か月以上の期間にわたり国際航海を行い、その間本邦に寄港しない船舶に乗り組む予定のある船員をいう。
- ※3 「腹部画像検査」は、胃部エックス線検査（胃部内視鏡検査でも可）及び腹部超音波検査により行う。



健康検査の合格判定基準（健康検査合格標準表）については、従来通りで変更ありません。

騒音の激しい作業を行う船員に対する聴力検査

✓ 船員の健康管理の観点から、騒音の激しい作業（機関の運転作業等）を行う船員に対し、健康検査の際に、オーディオメータによる検査^(※)の受診を推奨（努力義務）。

※1000ヘルツ及び4000ヘルツ等の周波数の音による聴力の検査



オーディオメータによる検査は、健康検査の合否判定に直接関係するものではないため、当該検査で問題があったとしても、聴力の検査は、従来の5メートルの距離での話声語の検査により「異常なし」と判定されれば、合格となります。



見直し後の健康検査の検査項目一覧

注) 下記表中「★」を付した項目が今回の見直しにより追加・明示された検査項目
 下記表中「○」必ず受けなければならないもの、「省略可」指定医師がその必要がないと認める場合に省略できるもの

追加	検査事項	20歳未満の者	20歳以上35歳未満の者	35歳以上の者	備考
★	①既往症の調査、業務歴の調査	○	○	○	
★	②自覚症状及び他覚所見の有無	○	○	○	
	③身長	○	省略可	省略可	初めて船員になった者は、初回省略不可
	④体重	○	○	○	
	⑤腹囲	省略可	省略可	省略可	※1 参照
★	⑥BMI	省略可	省略可	○	
	⑦運動機能、視力、色覚(※2)、握力	○	○	○	
	⑧聴力	○	○	○	
★	⑨AOB式及びRh式の血液型検査	省略可	省略可	省略可	問診等で確認できる場合は省略可
★	⑩血色素量及び赤血球数の検査	省略可	省略可	○	
	⑪血糖検査	省略可	省略可	○	
	⑫血中脂質検査	省略可	省略可	○	
	⑬肝機能検査	省略可	省略可	○	
	⑭検便(虫卵の有無)	省略可	省略可	省略可	調理作業に従事する者は省略不可
	⑮検便(ヘモグロビンの有無)	省略可	省略可	○	
	⑯検尿	○	○	○	
	⑰血圧	○	○	○	
	⑱心電図	省略可	省略可	○	
	⑲胸部エックス線	○	○	○	
	⑳かくたん検査	省略可	省略可	省略可	
	㉑肺活量	○	○	○	
	㉒感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査	○	○	○	
以下は、国際航海に従事する船員のみが対象の検査					
★	㉓腹部画像検査	省略可	省略可	省略可	6月以上の期間にわたる国際航海に従事しその間本邦に寄港しない者が対象
★	㉔血液中の尿酸の量の検査	省略可	省略可	省略可	
★	㉕B型肝炎に係る抗体検査	省略可	省略可	省略可	

※1 「腹囲」の検査は、年齢にかかわらず、次に該当する者も省略可

- ①35歳未満の者、②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、③BMIが20未満の者、④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る。)

※2 「色覚」の検査の対象者は、船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。

また、前回検査した期日から6年を経過しようとする者又は経過した者のみ検査すれば足りる。



Q2-1 健康検査で異常の所見があった船員についての意見聴取を行う医師は誰でもよいの？

A. 船員の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師から意見を聴くことが望ましいです。（産業医を選任している場合には、産業医）



Q2-2 健康証明書で合格の判定を受けた船員について、意見聴取を行った医師（産業医等）から「健康確保の観点から下船させるべき」との意見があった場合、直ちに下船させなければならないの？

A. 健康証明書の有効期間内に船員の健康状態が変化することもあり得ますので、下船させなかった場合に直ちに違法となる訳ではありませんが、下船を最有力の選択肢とし、産業医の意見や船員の実情等も考慮した上で、健康確保のための適切な措置を講じていただくようお願いいたします。船舶所有者は、労働契約法上の安全配慮義務を負っていることにも留意が必要です。

なお、健康証明書の有効期間にかかわらず、例えば、癌や心臓病などの疾患を発症した者で、医師により船内労働に適さないと判断された船員は、就業が禁止されていますので、ご留意ください。



Q2-3 制度改正前（令和5年3月31日以前）に受けた有効な健康証明書を所有している場合、別途、新たに追加された検査項目の検査を受ける必要はあるの？

A. 制度改正前に受けた有効な健康証明書については、改正後も有効期間内は有効であるため、別途検査を受ける必要はありません。



Q2-4 制度改正前（令和5年3月31日以前）に交付された船員手帳について、有効期間内でも、改正後に新たな様式の船員手帳の交付を受ける必要はあるの？

A. 制度改正前の健康証明書の様式による有効な船員手帳を所有している方が健康証明を受ける場合は、指定医師が、船員手帳に新たな健康証明書の様式（用紙）を貼り付け、記入等を行うこととなりますので、新たな様式の船員手帳への書換えは不要です。

(3) 過重労働対策

過重労働対策(概要)

対象 ➡ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者(左記以外の船舶所有者は努力義務)

- ✓ 船員は、長期間連続乗船等が一般的であるため、長時間労働になりやすい。長時間労働は、脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となる。
- ✓ 陸上労働者と同様、船舶所有者に対し、長時間労働を行い、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対する医師による面接指導の実施を義務付け。

<船舶所有者による主な対応事項>

①労働時間の算定、
該当船員への通知

②面接指導の実施
(船舶所有者が、船員からの申出を受け、医師に実施を依頼)

③面接指導の結果に基づく
医師からの意見聴取

④面接指導結果の
記録・保存(5年間)^(※)

※上記③の医師からの意見を含む

⑤面接指導後の
事後措置
(例：就業場所変更、乗船期間短縮等)



長時間労働の健康障害リスクとの関連について

- ✓ 長時間労働は、仕事による負荷を大きくするだけではなく、睡眠・休養の機会を減少させるので、疲労蓄積の重要な原因のひとつと考えられています。
- ✓ 医学的知見を踏まえると、長時間労働と脳・心臓疾患の発症などの関連性は右の図のようになりますのでご参考にしてください。

健康障害のリスク



月100時間超 または
2～6月平均で80時間

長くなるほど

月45時間以内

面接指導の対象となる船員

✓ 長時間労働に係る面接指導は、次のいずれにも該当する船員に対し実施^(※)

- ① 1週当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1月当たり80時間を超える者
- ② 疲労の蓄積が認められる者（疲労の蓄積の有無は船員自身が判断し申出）

※ 労働時間の算定期日前1月以内に医師による面接指導を受けた船員等で、新たな面接指導の必要がないと医師が認めた者を除く

上記①の計算式

1月の労働時間の合計 - (計算期間1か月の暦日数 / 7日) × 40時間 > 80時間

1月の暦日数	1月あたりの総労働時間が次の時間を超えると上記①に該当	左記時間の計算式
28日	240時間	① 28日 / 7日 × 40時間 = 160時間 ② 160時間 + 80時間 = 240時間
30日	251時間	① 30日 / 7日 × 40時間 ÷ 171.43時間 ② 171.43時間 + 80時間 ÷ 251.43時間
31日	257時間	① 31日 / 7日 × 40時間 ÷ 177.14時間 ② 177.14時間 + 80時間 ÷ 257.14時間



上記計算のための労働時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない

注) 上記の時間数は、あくまで、面接指導の対象となりうる者であるかを判断するための基準であり、船員法上の労働時間の上限(労働時間を上記時間以下の時間としなければならないもの)ではありません。

まずは船員の労働環境改善を！

船員は、長期間乗船により、1月の労働時間が長時間となる傾向が高いため、例えば、月数回仮バースを行う等の工夫を行い、船員の労働時間縮減に努めてください。

面接指導の申出

長時間労働
に該当する船員



疲労の蓄積を感じる…(※)
面接指導を受けよう…

※疲労の蓄積の有無を
船員自身が判断し申出

②長時間労働に該当する者
に対し通知

①労働時間を算定
(算定は、毎月1回以上、
一定の期日を定めて実施)



船舶所有者



③面接指導の受診を申出

(遅滞なく(概ね1月以内)(※))

※上記①の期日後であれば、②の通知前でも申出することができる

面接指導の実施

医師
(産業医等)



④面接指導の実施
(申出後遅滞なく(概ね1月以内))

船舶所有者



⑦医師の意見を勘案し、
就業上の措置等を実施

転船、労働時間の短縮、
夜間労働の回数減少、
休日の付与、乗船期間の短縮
etc...

船員



⑤医師からの意見聴取

⑥面接指導結果の記録・保存
(⑤の意見聴取結果も含む)

労務管理責任者と産業医の連携

- ✓ 船員の過重労働防止に向けては、船員の労働時間を把握・管理する「労務管理責任者」の役割も重要です。
- ✓ 労務管理責任者は、産業医と連携し、職場環境改善等を行うことにより、船員の“働き方改革”がより効果的になります。

労務管理責任者



産業医



連携





Q3-1 面接指導は、長時間労働に該当する船員全員に対して実施する必要があるの？

A. 面接指導は、1月当たりの労働時間が長時間労働に該当し、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対する実施が義務付けられています。(※)

なお、疲労の蓄積の有無の判断は、船員自身が行い、申出をする仕組みとしていますので、船員から申出があった場合には、面接指導を実施しなければなりません。

※ 疲労の蓄積の有無にかかわらず面接指導を実施することを妨げるものではありません。





Q3-2 船員が乗船中に面接指導の申出があった場合には、面接指導は下船後（休暇中等）に受けさせればよいの？

A. 面接指導は、船員からの申出があった日から概ね1月以内に実施するよう努めてください。

なお、船員が乗船中の場合もありますが、面接指導はWEB会議システム等を用いて遠隔で実施することも可能です。

また、WEB環境が整わない等のやむを得ない理由により、1月以内にWEBによる実施もできない場合には、下船後速やかに実施するようにしてください。この場合、申出のあった船員の乗船中の健康確保を図るため、可能な限り、当該船員に、乗船中に電話やメール等により面接指導を担当する医師による保健指導を受けさせてください。



(4)メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策(概要)

対象 ➡ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者(左記以外の船舶所有者は努力義務)

- ✓ 船員における高ストレス者の割合は 15.5%と、陸上の業種と合わせても、「製造業」に次いで高く、「運輸業、郵便業」よりも高い値。
- ✓ このため、陸上労働者と同様、船舶所有者に対し、1年に1回の医師・保健師等による、船員^(※)に対する心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施を義務付け。

※「常時使用する船員(P12参照)」が対象

<船舶所有者による主な対応事項>

①ストレスチェックの実施

②受検者への検査結果の通知 (実施者→船員※)



※ 船舶所有者が検査結果の提供を受けるには、受検者である船員の同意が必要

③検査結果の集団分析 (努力義務)

→ 船舶所有者は、結果を勘案し、心理的負担軽減の措置を実施

⇒ 上記①～③は、船舶所有者がストレスチェック実施者(医師や保健師等)に依頼して実施

④上記②の検査結果^(※)の記録・保存(5年間)

※ 受検者の同意を得て実施者から提供を受けたものに限る。

⑤高ストレス者への面接指導の実施

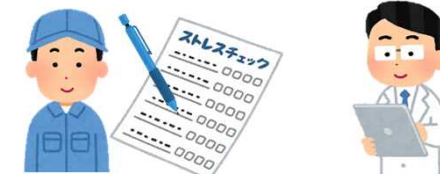
(船舶所有者が、船員からの申出を受け、医師に実施を依頼)

⑥面接指導の結果に基づく医師からの意見聴取

⑦上記⑤の面接指導の結果の記録・保存(5年間。⑥の医師の意見を含む)

⑧面接指導後の事後措置

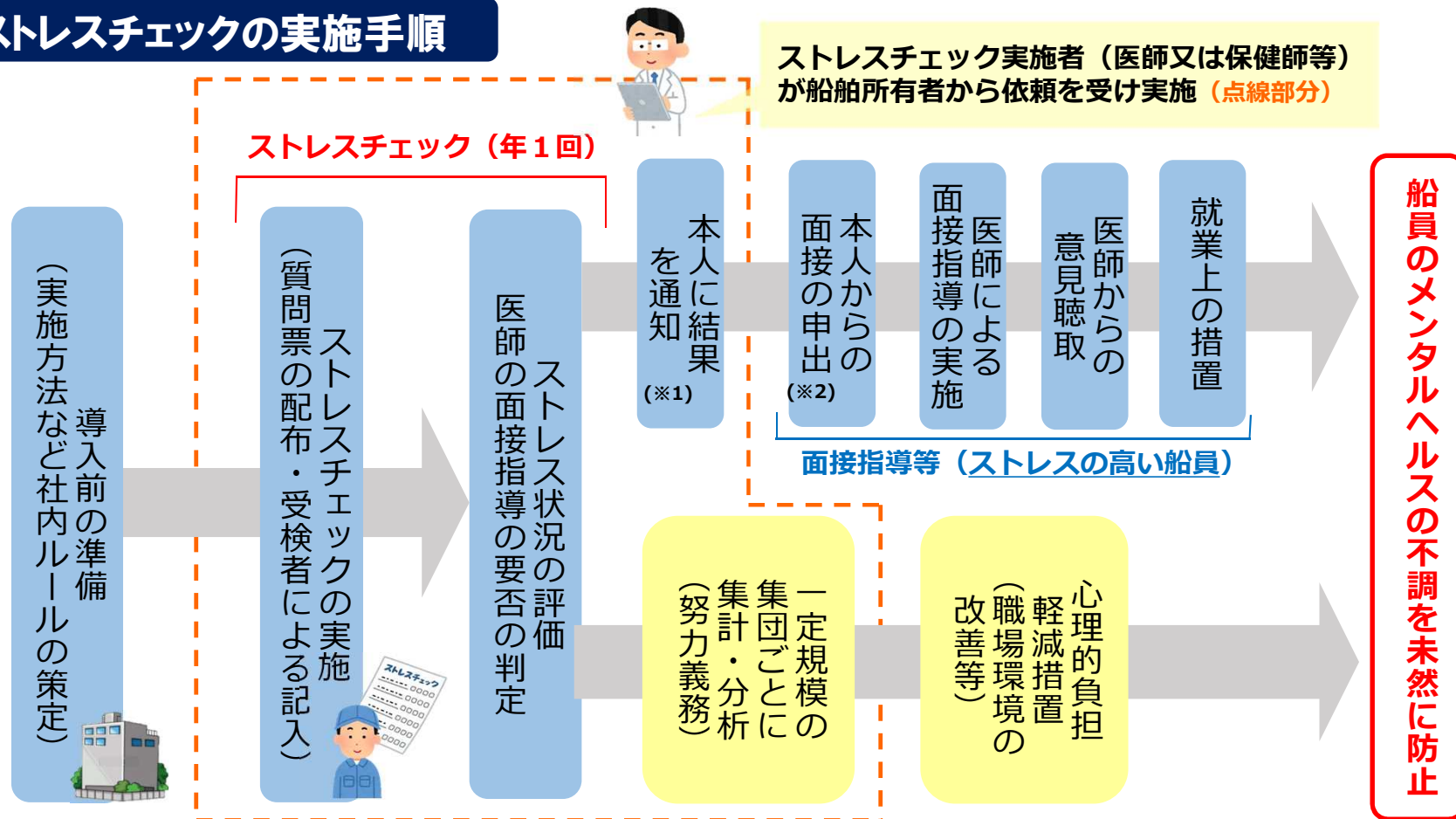
(例：就業場所変更、乗船期間短縮等)



ストレスチェックの実施等の主な流れ

✓ ストレスチェック実施からその後の就業上の措置等までの主要な流れは次のとおり。

ストレスチェックの実施手順



※1 船舶所有者は、受検者本人（船員）の同意なく、実施者からストレスチェック結果の提供を受けてはならない。

※2 申出をした船員に対し、当該申出を理由に不利益な取扱いをしてはならない。

ストレスチェックの実施(イメージ)

ストレスチェック イメージ

1. 乗船中のあなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

ちがう
ややちがう
まあそうだ
そうだ

- ①非常にたくさんの仕事をしなければならない。… 1 2 3 4
- ②時間内に仕事が処理しきれない。…………… 1 2 3 4
- ③一生懸命働かなければならない。…………… 1 2 3 4

2. 乗船中の最近の1カ月のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

- ①活気がわいてくる…………… 1 2 3 4
- ②元気がいっぱいだ…………… 1 2 3 4
- ③生き生きする…………… 1 2 3 4

3. 乗船中のあなたの周りのの方々についてうかがいます最もあてはまるものに○をつけてください。

ちがう
ややちがう
まあそうだ
そうだ

次の人はどのくらい気軽に話ができますか？

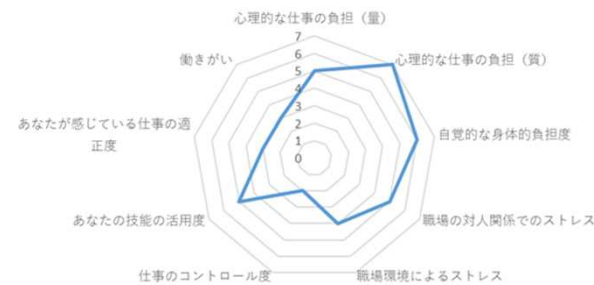
- ① 上司…………… 1 2 3 4
- ② 職場の同僚。…………… 1 2 3 4
- ③ 配偶者・家族・友人等…………… 1 2 3 4

2. 乗船中の満足度についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

- ①仕事に満足だ…………… 1 2 3 4
- ②家庭生活に満足だ…………… 1 2 3 4
- ……………
- ……………

ストレスチェックの結果 イメージ

ストレスの原因と
考えられる因子



ストレスによって起こる
心身の反応



項目	評価点
ストレスの要因に関する項目	○点
心身のストレス反応に関する項目	○点
周囲のサポートに関する項目	○点
合計	○点

セルフケアのためのアドバイス

.....
.....

面接指導の要否について

.....

メンタルヘルス対策に関するQ & A①



Q4-1 ストレスチェックで使用する調査票（チェックシート）は、何を使えばよいの？

A. 例えば、（一財）海技振興センターが作成した「**船員版職場環境改善チェックシート**」や厚生労働省が作成した「**職業性ストレスチェック調査票**」があります。

特に前者は、船員向けに作成されており、より船員の実情を反映したストレスチェックができるものと考えます。

○船員版職場環境改善チェックシート（海技振興センターホームページ）

URL: <http://www.maritime-forum.jp/et/pdf/mental/index.html>

○職業性ストレスチェック調査票（厚生労働省ホームページ）

URL: <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>



Q4-2 医師の面接指導は、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された船員全員に対して実施しなければならないの？

A. 医師の面接指導は、高ストレスと判定された船員全員ではなく、当該船員のうち、面接指導を希望する旨の申出をした者に対して実施する必要があります。



Q4-3 ストレスチェックの結果に基づく一定規模の
集団ごとの分析とは、どの程度の規模やどのような
まとまりで実施すればよいの？

A. 集団分析は、一般的に10人以上の単位で実施することが推奨されています（10人未満でも実施は可^(※)）。このため、例えば、1隻の船舶でストレスチェックを受けた船員数が10人未満であった場合には、同社内の他の船舶の船員のストレスチェックの結果と合わせて集団分析をするなど、10人以上の単位で分析を実施することをお勧めします。

なお、その場合、運航体制や労働環境等が類似の船舶（船員）同士の集団で分析を行うことで、より実情が反映された分析を行うことができると考えます。

※ 10人未満の集団の場合、個人を特定されるおそれもあることから、例えば、あらかじめ分析対象となる船員の同意を得て分析を実施するなど、工夫をしていただく必要があります。

(5)その他

船員の心身の状態に関する情報の取扱い

- ✓ 船員の健康確保に関する新たな制度の導入により、船員の心身の状態に関する情報の取扱いがより一層重要に。

➡ 情報の取扱いに関する規定を新設

- 船舶所有者は、**船員の心身の状態に関する情報を収集・保管・使用**するに当たっては、**船員の健康の確保に必要な範囲内**で情報を収集し、当該**収集の目的の範囲内**で情報を保管し、使用しなければならない。
- ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

「その他正当な事由がある場合」とは・・・

- ✓ 法令に基づく場合
- ✓ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難
- ✓ 公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難
- ✓ 国の機関・地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある

- また、船舶所有者は、**船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置**を講じなければならない。

「情報を適正に管理するために必要な措置」とは・・・

- ✓ 情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
- ✓ 情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止のための措置（不正アクセスの防止措置等）
- ✓ 保管の必要がなくなった情報の適切な消去等



船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために船舶所有者が講ずべき具体的措置については、以下の通達において示していますので、ご参照ください。

「船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために船舶所有者が講ずべき措置について」

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001594700.pdf>

✓ 新たな船員の健康確保対策について、派遣中の船員に対しては、下記表の「○」を付した派遣元事業主又は派遣先が必要な措置等を講じなければならない。

(船員職業安定法施行規則の改正により措置)

必要な措置等		派遣元	派遣先
船員向け産業医制度	① 健康検査の結果に基づく船員の健康の保持関係	○	—
	② 長時間労働の船員への面接指導等関係	○	—
	③ ストレスチェック及び面接指導等関係	○	—
	④ 作業環境の維持管理関係	—	○
	⑤ 作業の管理関係	—	○
	⑥ 上記①～⑤以外の船員の健康管理関係	○	○
	⑦ 健康教育・健康管理関係	○	—
	⑧ 衛生教育関係	○ ^(※1)	○ ^(※2)
	⑨ 船員の健康障害の原因調査・再発防止措置関係	—	○
	産業医による船内巡視(年1回)、衛生管理者等による巡視結果の報告(月1回)		—
健康検査結果に基づく健康管理(船員からの医師の診断書の提出等)		○	—
過重労働対策(長時間労働の船員への面接指導の実施等)		○	—
メンタルヘルス対策(ストレスチェック及び面接指導の実施等)		○	—

※1 船員労働安全衛生規則第11条第1項第1号(船内の安全及び衛生に関する基礎的事項)に関するものに限る。

※2 船員労働安全衛生規則第11条第1項各号の教育のうち、第1号以外(船内の危険・有害な作業の作業方法等)に関するものに限る。



上記の各対策における医師の面接指導後の事後措置(就業場所変更、乗船期間短縮等)等の実施に当たっては、派遣先の理解・協力が不可欠です。派遣元と派遣先で連携しながら、必要な措置を講じてください。



Q5-1 派遣元は産業医の選任義務（※）が課されているけど、派遣先には課されていない場合、例えば、産業医の船内巡視については、派遣船員が乗り組む船舶に対して、派遣先で産業医を選任して船内巡視を実施しなければならないの？

※「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に義務が課される

A. 上記のような場合、派遣先が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当しなければ、派遣先に産業医の選任義務は課せられないことから、産業医の船内巡視の実施義務も生じません。

他方、派遣元には産業医の選任義務が課されていない一方、派遣先に課されている場合は、派遣先において、派遣船員も対象に、船内巡視やその後の必要に応じた措置等（※）を行うこととなります。

※例えば、派遣船員に対して健康障害を及ぼすような状態がある場合には、必要に応じた措置を実施する等

1. なぜ今、船員の健康確保なのか？
2. 何が変わる？（船員労働安全衛生規則等の改正）
3. **その他船員の健康確保の取組、支援ツール**

- ✓ 船員向けの産業医は、船員労働の特殊性や船内環境等も考慮し、健康管理等に関する助言・指導等を行う必要があることから、船舶所有者及び産業医向けに各種支援ツールを作成・提供

- 船員向け産業医が船員労働の特殊性や船内環境等を学ぶための視聴覚教材「**船員向け産業医になられる方のために**」

(一般財団法人 海技振興センターが作成)

URL: http://www.youtube.com/playlist?list=PLYjqAWy-G5uk5AbAzV48jOsKG_amAWDH4

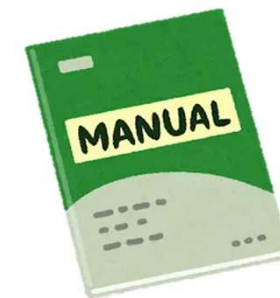
※ 国土交通省の特設ウェブページにも掲載

- 船員向け産業医や衛生管理者（or衛生担当者等）が船内巡視を行う際の巡視ポイント等をまとめた「**船員向け産業医船内巡視手順書**」

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

- 船舶所有者が産業医を円滑に選任・活用するための「**船員向け産業医選任・活用マニュアル**」

URL: <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001590421.pdf>



✓ 令和5年4月からの船員向け産業医制度の開始に当たり、産業医による船内巡視が適切かつ円滑に実施されるよう、船内巡視の進め方の一例や巡視時のチェックポイント・留意点等を示した「**産業医による船内巡視等の実施手順書**」を作成し、国土交通省ウェブページにおいて公表

手順書の概要

① 船員向け産業医制度の概要

② 訪船での船内巡視の方法

- ・ 訪船して船内巡視を行う場合のフロー（例）
- ・ 実施船舶の選定
- ・ 巡視の準備
- ・ 巡視の実施（チェックポイント・留意点等）
 - 機関室（機関制御室、主機、発電機等）
 - 船橋（ブリッジ、操舵室）
 - 甲板（救命設備、荷役設備等）等
- ・ 巡視実施後の打合せ

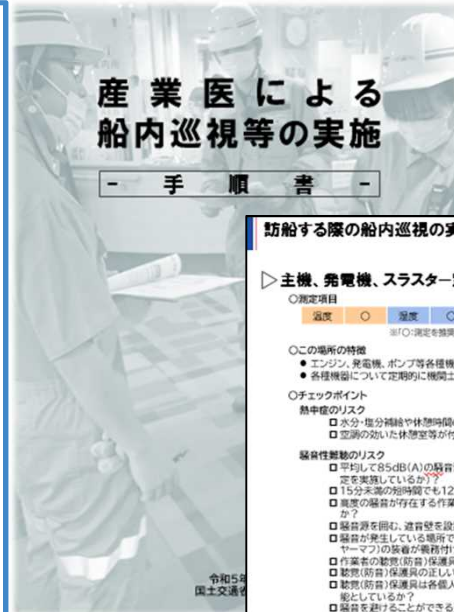
③ Webを利用した船内巡視の方法

- ・ Webを利用してリアルタイムで船内巡視を行う場合のフロー（例）
- ・ 動画撮影のポイント 等

④ 船員に対する面接指導の方法

⑤ その他

- ・ 船内巡視のチェックシート（例）
- ・ 船内巡視の報告書（例）



産業医による 船内巡視等の実施 - 手順書 -

訪船する際の船内巡視の実施

▶ 主機、発電機、スラスタ室、舵機室、軸室

○測定項目
温度 ○ 湿度 ○ 振度 △ 騒音 ○

※「○」測定を推奨、「△」可能ならば測定したい項目は「測定は不要」と示す。

○この場所の特徴

- エンジン、発電機、ポンプ等各種機器が設置されている場所である
- 各種機器について定期的に機関室が点検、整備される場所である。

○チェックポイント

熱中症のリスク

- 水分・塩分補給や休憩時間の確保はできているか？
- 空気の効いた休憩室等が付近に存在するか？

騒音性聴覚のリスク

- 平均して85dB(A)の騒音レベルを把握できているか？
- 15分未満の短時間でも120dB(A)を超える騒音が発生しているか？
- 高レベルの騒音が存在する作業場に騒音作業場であることを指摘しているか？
- 騒音源を囲む、遮音壁を設置する等の騒音対策が実施されているか？
- 騒音が発生している場所で作業する場合は聴覚（防音）保護（イヤーマフ）の装着が義務付けられているか？
- 作業者の聴覚（防音）保護員（耳栓、イヤーマフ）の装着状態を確認（指導）保護員の正しい装着方法を教育しているか？
- 聴覚（防音）保護員は各個人に配布されており、劣化時には処分しているか？
- 騒音を避けることができる遮音された休憩室等が付近に存在しているか？

筋骨格系疾患（腰痛、膝痛等）のリスク

- 不良な作業姿勢（肩がかり、腰の過伸展）はないか？
- 長時間の連続作業は行っていないか？

劇薬（ばいり、毒まじり）のリスク

- 各種機器作動時の安全対策が実施されているか？
- 各種機器の使用者に安全教育が実施されているか？

その他のリスク

- 作業に必要な適切な湿度が保たれているか？
- 文書勤務による不眠等がないか？
- 睡眠のない作業計画（シフト、勤務時間、作業人数）が積み重なっていないか？
- 緊急時に落ち着いて対応できるマニュアル等が整備されているか？

実用的に利用できるよう
機関室等巡視場所別の
チェックポイント等
も掲載

訪船する際の船内巡視の実施



【騒音の測定について】
産業医が船内巡視をする際は、主に停泊中であり、機関室の主な機器等は停止していることが予想されることから、(可能であれば)停泊中ではなく航海中の騒音レベルを測定した方がよい。

船舶所有者への支援

産業保健に関する相談窓口

【全船舶所有者向け】

- **産業保健総合支援センター（各都道府県に1カ所）**
 - －産業保健スタッフに対する専門的研修の実施・専門的相談への対応
 - －メンタルヘルス対策普及促進のための個別訪問支援

【使用船員50人未満の船舶所有者向け】

- **地域産業保健センター（各都道府県に数カ所から十数カ所）**
 - －長時間労働者・高ストレス者の面接指導、健康診断結果の医師からの意見聴取
 - －個別訪問による産業保健指導の実施

全国健康保険協会船員保険部

- **産業医による健康相談**など、船員の健康管理を支援するメニューを提供

✓ 国土交通省HPに「船員の健康確保について」特設ページを開設

船員の健康確保について



以下のコンテンツを掲載

制度改正の概要

説明資料
Q & A

お役立ちツール

関係様式

お問い合わせ

- ・ 船員向け産業医選任・活用マニュアル
- ・ 船員向け産業医になられるための動画・参考資料
- ・ 船員向け産業医船内巡視手順書 等

船員の健康確保について 🔍

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html